



30文科高第423号

学校法人寄附行為変更認可書

学校法人 東京家政学院

平成30年3月30日付けで申請のあった寄附行為の変更を、
私立学校法第45条第1項の規定によって認可します。

平成30年8月31日

文部科学大臣 臨時代理

国務大臣

松山 政司

